

第 1 問

（第 1 問）

(3) ①は、上記よりみたら、^BはAの37%の利益を受けとる
(7)、不都合の事実につきAに対して~~金~~^金契約①に37%の^{利益}に
要する費用を負担するが、工事の自己手配93%の遅延^{上の}を履行させた(2)。Bは
7.142%の遅延を受ける予定であり、^{上の}不都合につき^T令和2年10月10日A33%に
上記履行を求めたと考えられる。よって、~~金~~^金現在が遅くとも~~金~~^金CがBに5000B
円の手配を求めた^金令和2年10月30日である^金、催告が315日程度は経
過してると~~金~~^金解される。よって、催告が相当期間が経過した(4)が
Aはこれを無視した(4)。また、7%の防音性能はBの~~金~~^金で喪失^{金は、}
~~金~~^金下がったという事実はない(5)。これらの事実より、BがCに代金減額
の意思表示をしたのは、Bの支払額は少なくなるであろう。

(1) 一方で、AがBへの債権を買い受けてCが支払。Aの不
合責任などはまことに裏手に水ぶき。5000万円の支払うを受けてCが

注釈の一覧 :再チャレ 第四回 サンプル答案 その 2.pdf

ページ :1

- 番号 : 1 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/18 18:55:55
旧民法であれば、帰責事由の場面で故意過失という単語を用いていたかと思いますが、新民法では、帰責事由は、当該契約におけるリスク分配の観点から判断されるものですから、故意過失という一般的な行為義務（不法行為の責任事由）を連想させる言葉は用いない方がベターです。
（実務では、いまだに「故意過失」という言葉を用いている契約書は多く存在しますが、、、）
- 番号 : 2 作成者 : s-matsuura-mobile タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/09/18 18:57:46
どうでもいい感想ですが、なんとなく国語が得意な印象を受けました（松浦は答案で「寝耳に水」のようなことわざを的確に使えたことがありません、、、）

(第1問)

るはずである。すなわち、代金減額請求は、AC間の債権譲渡の對抗要件具備時より後の事情であり、Cには対抗できない(468条1項)と主張するところがある。

確かに、譲渡人Aの債務者Bに対する債権譲渡の旨の通知は、内容証明郵便により令和2年7月30日に到達している(467条)。一方で、代金減額請求は、意思表示した時点で少なくとも同年10月30日より後の事情である。

(2) これに対して、Bは、代金減額請求の原因は契約①により、これは同年5月20日に締結されているから、上記対抗要件具備時より前に主張するところがある。

468条1項にいう「事由」とは、^{法律行為の(467条2項参照)}原因まで含むのか。

(3) 468条1項の基準時は、^{債務者}債権者^{債権者}が関与した債権譲渡により将来する不利な地位に置かれることではないから、債務者対抗要件具備時において譲渡人により主張した抗弁は譲受人にも対抗できると趣旨の下設定された。すると、対抗要件具備時には主張できなくとも、それより前の原因に基づき抗弁を債務者に主張できなくとも、~~エ~~エたるのは、上記趣旨が著しく不合理である一方で、譲受人は一定のリスク管理がとれる。このことはここからすると、468条1項にいう「事由」には原因も含むと解される。

(4) したがって、代金減額請求の原因である契約①は対抗要件具備時より前に存在していたことは上記の通りである⁴³。代金減額請求をBはCに主張できる。

3 以上より、Bの当該請求は認められる。

4 (通定に代わって損害賠償請求と相対)

番号: 1 作成者: s-matsuura-mobile タイトル: ノート注釈 日付: 2023/09/18 18:58:49
細かいことですが、通知の到達という具体的事実の後に、「債務者対抗要件が具備されている」という結論部分も記載いただくとなお良いです。

第1問

で1つの土地だったところを分割したためである。すると、袋地の所有者となったAは、分割者の所有地^で丙について通行することができ(213条1項前段)。当該通行権は、公道に至るために必要かつ、「他の土地」(210条以下参照)に与える損害が最小でなければならず(214条1項)。すると、その道は少なくとも袋地の所有者個人が公道と袋地とを通る必要最小限に止まるはず、A部分はこれに反し、Dにある2世役権の設置がなくとも、上記通行権が存在する。

も、~~その土地が所有する~~また、それがBにもあるのかは問題となる。この点、建物売買においてその土地が売主と第三者の賃貸関係にあるときに、賃借権も譲渡される場合と同様に考えられる。なぜなら、土地が使えなければ建物を置くことも意味がなくなるのと同様に、甲が買ってもA部分が使えなければ、意味がなくなってしまうからである。すなわち、通行権はBに譲渡~~され~~、A部分についてBの主張は正しい。

(2)(C部分) 袋地の所有者が自動車を使用するために「他の土地」と通行する権利は213条1項前段、210条1項において生じるのが、「必要かつ、損害が最小でなければならない」(214条1項)範囲について問題となる。

この点、上記範囲は、袋地及び周辺の土地の状況、「他の土地」の図相、袋地が生じるに至る経緯等と総合考慮して、袋地所有者の自動車で「他の土地」と通行する必要性と「他の土地」の損害^{との比較衡量}とを比較衡量して決せらるべきである。

本件において、袋地が生じるのは、丙所有者のDの分割による。また、自動車は所有の世帯は多く、これを保管するのは自宅の敷地内であることからこれも多い。そして、甲が丙土地は非常に広く、^{甲の}購入者は自動車を置くスペースが十分にあると考えられるは自然である一方、丙土地において自動車が通るC部分を空けても大きな負担ではない。自由に使えるという負担はあるが、Dは花壇としてC部分を利用したいと考えよう。

ページ:4

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:12:44

現場思考としてはOKです。

なぜ土地の譲受人が囲繞地交通権を行使できる理由については、出題趣旨や出題趣旨記載の判例を確認しておいてください。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:15:15

甲及び丙土地が広い、とのことですが、土地の免責に関する事実はあったでしょうか？（別紙図面からの逆算でしょうか？）

番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:17:12

学生の頃だとなかなかイメージがつかないかもしれませんが、土地における1～2メートルは非常に大きな差です。

実際の土地の境界紛争では、mどころかcm単位で裁判沙汰にまで発展するケースは多々存在します。

(第1問)

これは、丙で住む又は丙を利用する上で必要不可欠とはいえない。これらの事情があるとして、BのC部分とDの通行の必要性は、Dの設置に上回るものであり、通行権が生じる。よって、BはDの設置役権の設定を受けることも利用でき、Bの主張は正しい。

2 (小問2について)

(1) Bは、契約②について片務契約だと理解し、Dは地役権設定者として何ら債務を負わないが、Bは毎年2万円を支払う債務があると理解している。

この基礎には、地役権設定契約の性質を、このも債務を負う契約であるとして扱っていると誤る。また、①からは、解除の制度趣旨を、債務という負担の解放として理解していると思われた。

(2) 一方でCは、⑤が地役権設定契約として設定者は債務を負うと考える。契約②はそれにはBの毎年2万円の支払いが加わり、双務契約であると誤っている。また、解除について、Bとある債務を負うことが解除からできるとし、制度趣旨を契約そのものが生じる法律関係からの解放であると理解している。

(3) 地役権設定契約において、合意において権利が侵奪される以上、設定者に債務が負担されても、設定者は相対的に自己の土地の利益が享受されるという負担が事実上存在する。すると、一切解除からできないとするのは設定者の保護に欠ける。よって、Dの主張からは当然に、これとBの主張が本件では解除しうるというべきである。

要件は、①債務不履行、②催告、③相当期間の経過、④履行がなされず、⑤不履行が軽微ではないこと(4条但書)、⑥債権者に帰属していること(4条)、⑦解除の意思表示、である。

本件において、Bは毎年2万円を支払う債務を令和4年以降怠り(①)、催告を以て

-
- 番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:21:01
Dの土地の用途にかかる事実を指摘してもらっていますが、これはあまり意味のない事実でしょう。
(仮にDがその後別の人に丙土地を譲渡し、その用途が非常に重要なものであれば、それに伴って囲繞地通行権の範囲は変わると言えるでしょうか?)
-
- 番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:37:23
片務契約であれば、片方は債務を負うのではないのでしょうか(どちらも債務を負わない契約などあるのでしょうか)?
-
- 番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 19:43:46
結論妥当性の考え方はその通りと思いますが、そのみを理由として結論を導くことは法律論ではありません。松浦の再現答案もそんな感じになってしまっていますのでブーメランですが、、、
ご指摘の結論妥当性に沿った結論を導くために何とか法的理屈をこねてみてください(本問との関係では、本設問にそこまで時間をかける価値はないので、これくらいの記述でよいかもしれません)

(2)が、1個期間経ても支払われていた(24)。すると、BはAに2年間
の期間契約(2)に反してC部分で使用している以上、もはや不届行の軽微とはい
えない(25)。また、Dの帰属は主たる原因たる事実(26)。さらに、(2)についても
停止条件付きの解除の意思表示をしており、1箇月以内^にに支払うとしないとい
う条件は達成された。したがって、Dは解除を主張することができる。

第3(設問3について)

1 (Bの請求)

(1) Bは、Fを代理人として、J工場の目的とする契約(3)を締結した。
一方で、本人Eは死亡したため、^{唯一}これと相続したGに対して所有権移転登記
手続の請求をすることを考えた。当該請求は認められるか。

(2) 要件は、①代理行為、②^{①の限}、③の^②に^③に^④に^⑤に^⑥に^⑦に^⑧に^⑨に^⑩に^⑪に^⑫に^⑬に^⑭に^⑮に^⑯に^⑰に^⑱に^⑲に^⑳に^㉑に^㉒に^㉓に^㉔に^㉕に^㉖に^㉗に^㉘に^㉙に^㉚に^㉛に^㉜に^㉝に^㉞に^㉟に^㊱に^㊲に^㊳に^㊴に^㊵に^㊶に^㊷に^㊸に^㊹に^㊺に^㊻に^㊼に^㊽に^㊾に^㊿に[㏀]に[㏁]に[㏂]に[㏃]に[㏄]に[㏅]に[㏆]に[㏇]に[㏈]に[㏉]に[㏊]に[㏋]に[㏌]に[㏍]に[㏎]に[㏏]に[㏐]に[㏑]に[㏒]に[㏓]に[㏔]に[㏕]に[㏖]に[㏗]に[㏘]に[㏙]に[㏚]に[㏛]に[㏜]に[㏝]に[㏞]に[㏟]に[㏠]に[㏡]に[㏢]に[㏣]に[㏤]に[㏥]に[㏦]に[㏧]に[㏨]に[㏩]に[㏪]に[㏫]に[㏬]に[㏭]に[㏮]に[㏯]に[㏰]に[㏱]に[㏲]に[㏳]に[㏴]に[㏵]に[㏶]に[㏷]に[㏸]に[㏹]に[㏺]に[㏻]に[㏼]に[㏽]に[㏾]に[㏿]に^㐀に^㐁に^㐂に^㐃に^㐄に^㐅に^㐆に^㐇に^㐈に^㐉に^㐊に^㐋に^㐌に^㐍に^㐎に^㐏に^㐐に^㐑に^㐒に^㐓に^㐔に^㐕に^㐖に^㐗に^㐘に^㐙に^㐚に^㐛に^㐜に^㐝に^㐞に^㐟に^㐠に^㐡に^㐢に^㐣に^㐤に^㐥に^㐦に^㐧に^㐨に^㐩に^㐪に^㐫に^㐬に^㐭に^㐮に^㐯に^㐰に^㐱に^㐲に^㐳に^㐴に^㐵に^㐶に^㐷に^㐸に^㐹に^㐺に^㐻に^㐼に^㐽に^㐾に^㐿に^㑀に^㑁に^㑂に^㑃に^㑄に^㑅に^㑆に^㑇に^㑈に^㑉に^㑊に^㑋に^㑌に^㑍に^㑎に^㑏に^㑐に^㑑に^㑒に^㑓に^㑔に^㑕に^㑖に^㑗に^㑘に^㑙に^㑚に^㑛に^㑜に^㑝に^㑞に^㑟に^㑠に^㑡に^㑢に^㑣に^㑤に^㑥に^㑦に^㑧に^㑨に^㑩に^㑪に^㑫に^㑬に^㑭に^㑮に^㑯に^㑰に^㑱に^㑲に^㑳に^㑴に^㑵に^㑶に^㑷に^㑸に^㑹に^㑺に^㑻に^㑼に^㑽に^㑾に^㑿に^㒀に^㒁に^㒂に^㒃に^㒄に^㒅に^㒆に^㒇に^㒈に^㒉に^㒊に^㒋に^㒌に^㒍に^㒎に^㒏に^㒐に^㒑に^㒒に^㒓に^㒔に^㒕に^㒖に^㒗に^㒘に^㒙に^㒚に^㒛に^㒜に^㒝に^㒞に^㒟に^㒠に^㒡に^㒢に^㒣に^㒤に^㒥に^㒦に^㒧に^㒨に^㒩に^㒪に^㒫に^㒬に^㒭に^㒮に^㒯に^㒰に^㒱に^㒲に^㒳に^㒴に^㒵に^㒶に^㒷に^㒸に^㒹に^㒺に^㒻に^㒼に^㒽に^㒾に^㒿に^㓀に^㓁に^㓂に^㓃に^㓄に^㓅に^㓆に^㓇に^㓈に^㓉に^㓊に^㓋に^㓌に^㓍に^㓎に^㓏に^㓐に^㓑に^㓒に^㓓に^㓔に^㓕に^㓖に^㓗に^㓘に^㓙に^㓚に^㓛に^㓜に^㓝に^㓞に^㓟に^㓠に^㓡に^㓢に^㓣に^㓤に^㓥に^㓦に^㓧に^㓨に^㓩に^㓪に^㓫に^㓬に^㓭に^㓮に^㓯に^㓰に^㓱に^㓲に^㓳に^㓴に^㓵に^㓶に^㓷に^㓸に^㓹に^㓺に^㓻に^㓼に^㓽に^㓾に^㓿に^㔀に^㔁に^㔂に^㔃に^㔄に^㔅に^㔆に^㔇に^㔈に^㔉に^㔊に^㔋に^㔌に^㔍に^㔎に^㔏に^㔐に^㔑に^㔒に^㔓に^㔔に^㔕に^㔖に^㔗に^㔘に^㔙に^㔚に^㔛に^㔜に^㔝に^㔞に^㔟に^㔠に^㔡に^㔢に^㔣に^㔤に^㔥に^㔦に^㔧に^㔨に^㔩に^㔪に^㔫に^㔬に^㔭に^㔮に^㔯に^㔰に^㔱に^㔲に^㔳に^㔴に^㔵に^㔶に^㔷に^㔸に^㔹に^㔺に^㔻に^㔼に^㔽に^㔾に^㔿に^㕀に^㕁に^㕂に^㕃に^㕄に^㕅に^㕆に^㕇に^㕈に^㕉に^㕊に^㕋に^㕌に^㕍に^㕎に^㕏に^㕐に^㕑に^㕒に^㕓に^㕔に^㕕に^㕖に^㕗に^㕘に^㕙に^㕚に^㕛に^㕜に^㕝に^㕞に^㕟に^㕠に^㕡に^㕢に^㕣に^㕤に^㕥に^㕦に^㕧に^㕨に^㕩に^㕪に^㕫に^㕬に^㕭に^㕮に^㕯に^㕰に^㕱に^㕲に^㕳に^㕴に^㕵に^㕶に^㕷に^㕸に^㕹に^㕺に^㕻に^㕼に^㕽に^㕾に^㕿に^㖀に^㖁に^㖂に^㖃に^㖄に^㖅に^㖆に^㖇に^㖈に^㖉に^㖊に^㖋に^㖌に^㖍に^㖎に^㖏に^㖐に^㖑に^㖒に^㖓に^㖔に^㖕に^㖖に^㖗に^㖘に^㖙に^㖚に^㖛に^㖜に^㖝に^㖞に^㖟に^㖠に^㖡に^㖢に^㖣に^㖤に^㖥に^㖦に^㖧に^㖨に^㖩に^㖪に^㖫に^㖬に^㖭に^㖮に^㖯に^㖰に^㖱に^㖲に^㖳に^㖴に^㖵に^㖶に^㖷に^㖸に^㖹に^㖺に^㖻に^㖼に^㖽に^㖾に^㖿に^㗀に^㗁に^㗂に^㗃に^㗄に^㗅に^㗆に^㗇に^㗈に^㗉に^㗊に^㗋に^㗌に^㗍に^㗎に^㗏に^㗐に^㗑に^㗒に^㗓に^㗔に^㗕に^㗖に^㗗に^㗘に^㗙に^㗚に^㗛に^㗜に^㗝に^㗞に^㗟に^㗠に^㗡に^㗢に^㗣に^㗤に^㗥に^㗦に^㗧に^㗨に^㗩に^㗪に^㗫に^㗬に^㗭に^㗮に^㗯に^㗰に^㗱に^㗲に^㗳に^㗴に^㗵に^㗶に^㗷に^㗸に^㗹に^㗺に^㗻に^㗼に^㗽に^㗾に^㗿に^㘀に^㘁に^㘂に^㘃に^㘄に^㘅に^㘆に^㘇に^㘈に^㘉に^㘊に^㘋に^㘌に^㘍に^㘎に^㘏に^㘐に^㘑に^㘒に^㘓に^㘔に^㘕に^㘖に^㘗に^㘘に^㘙に^㘚に^㘛に^㘜に^㘝に^㘞に^㘟に^㘠に^㘡に^㘢に^㘣に^㘤に^㘥に^㘦に^㘧に^㘨に^㘩に^㘪に^㘫に^㘬に^㘭に^㘮に^㘯に^㘰に^㘱に^㘲に^㘳に^㘴に^㘵に^㘶に^㘷に^㘸に^㘹に^㘺に^㘻に^㘼に^㘽に^㘾に^㘿に^㙀に^㙁に^㙂に^㙃に^㙄に^㙅に^㙆に^㙇に^㙈に^㙉に^㙊に^㙋に^㙌に^㙍に^㙎に^㙏に^㙐に^㙑に^㙒に^㙓に^㙔に^㙕に^㙖に^㙗に^㙘に^㙙に^㙚に^㙛に^㙜に^㙝に^㙞に^㙟に^㙠に^㙡に^㙢に^㙣に^㙤に^㙥に^㙦に^㙧に^㙨に^㙩に^㙪に^㙫に^㙬に^㙭に^㙮に^㙯に^㙰に^㙱に^㙲に^㙳に^㙴に^㙵に^㙶に^㙷に^㙸に^㙹に^㙺に^㙻に^㙼に^㙽に^㙾に^㙿に^㚀に^㚁に^㚂に^㚃に^㚄に^㚅に^㚆に^㚇に^㚈に^㚉に^㚊に^㚋に^㚌に^㚍に^㚎に^㚏に^㚐に^㚑に^㚒に^㚓に^㚔に^㚕に^㚖に^㚗に^㚘に^㚙に^㚚に^㚛に^㚜に^㚝に^㚞に^㚟に^㚠に^㚡に^㚢に^㚣に^㚤に^㚥に^㚦に^㚧に^㚨に^㚩に^㚪に^㚫に^㚬に^㚭に^㚮に^㚯に^㚰に^㚱に^㚲に^㚳に^㚴に^㚵に^㚶に^㚷に^㚸に^㚹に^㚺に^㚻に^㚼に^㚽に^㚾に^㚿に^㜀に^㜁に^㜂に^㜃に^㜄に^㜅に^㜆に^㜇に^㜈に^㜉に^㜊に^㜋に^㜌に^㜍に^㜎に^㜏に^㜐に^㜑に^㜒に^㜓に^㜔に^㜕に^㜖に^㜗に^㜘に^㜙に^㜚に^㜛に^㜜に^㜝に^㜞に^㜟に^㜠に^㜡に^㜢に^㜣に^㜤に^㜥に^㜦に^㜧に^㜨に^㜩に^㜪に^㜫に^㜬に^㜭に^㜮に^㜯に^㜰に^㜱に^㜲に^㜳に^㜴に^㜵に^㜶に^㜷に^㜸に^㜹に^㜺に^㜻に^㜼に^㜽に^㜾に^㜿に^㝀に^㝁に^㝂に^㝃に^㝄に^㝅に^㝆に^㝇に^㝈に^㝉に^㝊に^㝋に^㝌に^㝍に^㝎に^㝏に^㝐に^㝑に^㝒に^㝓に^㝔に^㝕に^㝖に^㝗に^㝘に^㝙に^㝚に^㝛に^㝜に^㝝に^㝞に^㝟に^㝠に^㝡に^㝢に^㝣に^㝤に^㝥に^㝦に^㝧に^㝨に^㝩に^㝪に^㝫に^㝬に^㝭に^㝮に^㝯に^㝰に^㝱に^㝲に^㝳に^㝴に^㝵に^㝶に^㝷に^㝸に^㝹に^㝺に^㝻に^㝼に^㝽に^㝾に^㝿に^㞀に^㞁に^㞂に^㞃に^㞄に^㞅に^㞆に^㞇に^㞈に^㞉に^㞊に^㞋に^㞌に^㞍に^㞎に^㞏に^㞐に^㞑に^㞒に^㞓に^㞔に^㞕に^㞖に^㞗に^㞘に^㞙に^㞚に^㞛に^㞜に^㞝に^㞞に^㞟に^㞠に^㞡に^㞢に^㞣に^㞤に^㞥に^㞦に^㞧に^㞨に^㞩に^㞪に^㞫に^㞬に^㞭に^㞮に^㞯に^㞰に^㞱に^㞲に^㞳に^㞴に^㞵に^㞶に^㞷に^㞸に^㞹に^㞺に^㞻に^㞼に^㞽に^㞾に^㞿に^㟀に^㟁に^㟂に^㟃に^㟄に^㟅に^㟆に^㟇に^㟈に^㟉に^㟊に^㟋に^㟌に^㟍に^㟎に^㟏に^㟐に^㟑に^㟒に^㟓に^㟔に^㟕に^㟖に^㟗に^㟘に^㟙に^㟚に^㟛に^㟜に^㟝に^㟞に^㟟に^㟠に^㟡に^㟢に^㟣に^㟤に^㟥に^㟦に^㟧に^㟨に^㟩に^㟪に^㟫に^㟬に^㟭に^㟮に^㟯に^㟰に^㟱に^㟲に^㟳に^㟴に^㟵に^㟶に^㟷に^㟸に^㟹に^㟺に^㟻に^㟼に^㟽に^㟾に^㟿に^㠀に^㠁に^㠂に^㠃に^㠄に^㠅に^㠆に^㠇に^㠈に^㠉に^㠊に^㠋に^㠌に^㠍に^㠎に^㠏に^㠐に^㠑に^㠒に^㠓に^㠔に^㠕に^㠖に^㠗に^㠘に^㠙に^㠚に^㠛に^㠜に^㠝に^㠞に^㠟に^㠠に^㠡に^㠢に^㠣に^㠤に^㠥に^㠦に^㠧に^㠨に^㠩に^㠪に^㠫に^㠬に^㠭に^㠮に^㠯に^㠰に^㠱に^㠲に^㠳に^㠴に^㠵に^㠶に^㠷に^㠸に^㠹に^㠺に^㠻に^㠼に^㠽に^㠾に^㠿に^㡀に^㡁に^㡂に^㡃に^㡄に^㡅に^㡆に^㡇に^㡈に^㡉に^㡊に^㡋に^㡌に^㡍に^㡎に^㡏に^㡐に^㡑に^㡒に^㡓に^㡔に^㡕に^㡖に^㡗に^㡘に^㡙に^㡚に^㡛に^㡜に^㡝に^㡞に^㡟に^㡠に^㡡に^㡢に^㡣に^㡤に^㡥に^㡦に^㡧に^㡨に^㡩に^㡪に^㡫に^㡬に^㡭に^㡮に^㡯に^㡰に^㡱に^㡲に^㡳に^㡴に^㡵に^㡶に^㡷に^㡸に

(第1問)

そして、第三者との関係では、これを広く採るに之が取引の安全に於けるもの、その反面で広くなると夫婦の財産的独立(762条)で損なうところ。よって、第三者の保護については、民法110条の趣旨を類推適用して、当該取引が日常の家事に関する取引と認められるに正当な理由があった場合に於ける。右にいう正当な理由とは、109条の均衡が著しい無過失であることと解する。契約②は不動産取引から24万円という大きなものであることから、日常の家事に関する取引とは到底認められない。よって、110条の趣旨が類推適用できず、これに本条が適用される。

本件において、本人Fは長期入院治療中であり、~~自ら~~自己で取引しようとするのは、病院等で行動不能な状態に加えて、軽重は明らかでないが、衰えた自己で取引することはできない。よって、Fが代埋人に取引をさせたことは当然である。そして、委任状中に印鑑^{捺印}の明書という資格^{外徴}要件がFは有していた。また、FはEの医療費のために契約②を締結する旨をBに伝えている。このFの親族であるGまで出席しており、Fの伝言が全く不明なままに決断された。このような事情があるとして、たとえ不動産取引から24万円という大きな金額を伴うものであるが、Bは~~自ら~~日常家事に関する取引と認められるに無過失であるといえる。よって、110条の趣旨が類推適用され、761条~~1項~~②が適用される。

2 (Gの反論)

(1) 一方で、Gは本人Eと相續したことが、~~是認拒絶~~と主張を拒むことが考えられる。

Gの~~反論~~反論は認められるか。Gと契約②の関係について問題となる。

(2) ~~無権代理人~~無権代理人は、本人と相續した^{場合、それらの地位は保}存する^{とされる}。それらの地位が法律行為が可能である。しかし、相手

番号:1 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/22 18:07:29

信託の対象は、「Fが代理人であること」ではなく「丁土地の売買が日常家事行為に含まれること」です。
委任状等やGの同席等の事情は、前者を基礎づける事情にはなりますが、後者を基礎づける事情とはなり得ないでしょう。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 20:26:08

110条類推が認められた時点で、追認に関わらず、契約は本人であるEに帰属するので、この点を踏まえた留保文言を入れておいてください。

(第1問)

方が履行請求に対し、返却拒絶をするが如き行為は、従前の
無権代理人としての行為と矛盾するものであり、信義則(後2通)に照らして
許されないとはいえます。

(2) 本件において、Gは契約②における代理人ではない。よって、上記
の法的理論の外に原則としてあるとする。一方で、代理人Fは契約
②について相談しており、GがEの財産の管理にも深くかかわっていたこと
から、契約②の締結に少なからぬ影響を与えていた。また、実際に
契約②が締結された場合にはGは同席しており、売却して得た代金の
一部はGの事業の資金に充てられていたことが想定され、利害関係も存していた
として、契約時に受けとった400万円のうち、半分をGが事業の資金として充て
たとしても、利害関係も小さくなる。このような事情から見て、GはFと
並んで実質的に代理人であったとみることもできる。よって、例外的に、
無権代理人として扱うべきであり、本件のような無権代理人Gは信義則
より返却拒絶は認められない。

3 以上より、Bの請求は認められず。

番号:1 作成者:s-matsuura タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/22 18:11:20
「上記のような理論の外」は抽象的過ぎます。

番号:2 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 20:28:43
Gが無権代理人である、という評価をしたくなる気持ちはわかりますが、問題文に「この契約は、FがEの代理人として締結したものであり」と明確に書かれているので、Gが無権代理人であるという評価は難しいでしょう。

番号:3 作成者:s-matsuura-mobile タイトル:ノート注釈 日付:2023/09/18 20:44:58
追認拒絶が認められないことの効果を明示できるとなお良しです
